

○石川県暴力団排除条例施行規則

(平成二十三年七月二十九日石川県公安委員会規則第四号)

最終改正 令和三年三月三十一日石川県公安委員会規則第四号

石川県暴力団排除条例施行規則をここに公布する。

石川県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、石川県暴力団排除条例（平成二十三年石川県条例第二十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定営業)

第一条の二 条例第十三条の五第一項第六号に規定する公安委員会規則で定める営業は、次に掲げる行為を伴う営業に関する情報の提供を行う営業とする。

- 一 人の性的好奇心をそそる見せ物若しくは物品又はこれらを仮装したものの観覧又は販売
- 二 人の性的好奇心に応じて人に接触する役務又はこれを仮装したものの提供
- 三 歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる役務又はこれを仮装したものの提供

(暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設)

第二条 条例第十四条第一項第十一号に規定する公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 社会教育調査規則（昭和三十五年文部省令第十一号）第三条第十一号に規定する青少年教育施設
- 二 石川県体育施設条例（昭和三十九年石川県条例第四十六号）第二条第一項の表に掲げる体育施設及び同条第二項に規定する兼六園弓道場
- 三 金沢市体育施設条例（昭和三十四年金沢市条例第二十号）第二条の表に掲げる体育施設
- 四 七尾市体育施設条例（平成十六年七尾市条例第百八号）第二条の表に掲げる体育施設
- 五 小松市体育施設条例（昭和五十三年小松市条例第二十四号）第二条の表に掲げる体育施設
- 六 輪島市体育施設条例（平成二十年輪島市条例第三十二号）第二条の表に掲げる体育施設
- 七 珠洲市体育施設条例（平成二十六年珠洲市条例第二十五号）第二条の表に掲げる体育施設
- 八 加賀市体育施設条例（平成十七年加賀市条例第百十七号）別表第一に掲げる体育施設
- 九 羽咋市体育施設条例（昭和六十一年羽咋市条例第二号）第二条の表に掲げる施設
- 十 かほく市体育施設条例（平成十六年かほく市条例第九十七号）第二条の表に掲げる施設
- 十一 白山市体育施設及び有料公園施設条例（平成十七年白山市条例第百八号）第二条第二項の表に掲げる体育施設及び有料公園施設
- 十二 能美市体育施設条例（平成十七年能美市条例第七十五号）別表第一及び別表第二に

## 掲げる施設

- 十三 野々市市体育施設条例（平成三年野々市町条例第二号）第二条第一項の表に掲げる体育施設及び同条第二項の表に掲げる有料公園施設
- 十四 川北町体育館・武道館設置及び使用に関する条例（昭和四十九年川北町条例第十二号）第二条に規定する体育館
- 十五 川北町多目的屋内運動場設置及び使用に関する条例（平成五年川北町条例第二十一号）第二条に規定する川北町多目的屋内運動場
- 十六 津幡町体育施設条例（昭和六十二年津幡町条例第十八号）別表第一に掲げる体育施設
- 十七 内灘町体育施設条例（昭和五十一年内灘町条例第十四号）第二条の表に掲げる体育施設
- 十八 志賀町体育施設条例（平成十七年志賀町条例第百五号）第二条の表に掲げる体育施設
- 十九 宝達志水町体育施設条例（平成十七年宝達志水町条例第八十九号）第二条の表に掲げる体育施設
- 二十 中能登町体育施設条例（平成十七年中能登町条例第九十二号）第二条の表に掲げる体育施設
- 二十一 穴水町体育施設条例（平成十七年穴水町条例第二十号）第二条に規定する体育施設
- 二十二 能登町体育施設条例（平成十七年能登町条例第八十八号）第二条の表に掲げる施設

### （資料提出の要求等の手続）

- 第三条 石川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、条例第十八条第一項又は第二項の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出要求書（別記様式第一号）により行うものとする。
- 2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、当該説明を求めることができる。
  - 3 条例第十八条第一項又は第二項の規定により説明又は資料の提出を求められた者は、前項に規定する場合で資料の提出を行わないときを除き、公安委員会に対し、説明・資料提出書（別記様式第二号）を提出するものとする。
  - 4 公安委員会は、条例第十八条第一項又は第二項の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出書の提出期限又は口頭による説明の日時までには相当な期間をおいて行うものとする。
  - 5 公安委員会は、説明又は資料の提出を求められた者が提出期限までに説明・資料提出書の提出をせず、又は口頭による説明の日時に出頭しないときは、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱う。

### （口頭による説明の聴取）

- 第四条 公安委員会は、前条第二項に規定する口頭による説明の聴取を行うときは、警察本部長が別に指定する警察職員に当該説明を聴取させることができる。
- 2 条例第十八条第一項又は第二項の規定により口頭による説明を求められた者は、病気そ

の他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、日時等変更申出書（別記様式第三号）により口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第二項の規定による申出を受けた場合で口頭による説明の日時若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を日時等決定通知書（別記様式第四号）により口頭による説明を求めた者に通知しなければならない。

（立入検査）

第四条の二 条例第十八条第二項の規定による立入検査は、同項の規定による説明又は資料の提出によってはその目的を達することができないときに行うものとする。

2 条例第十八条第三項に規定する身分を示す証明書の様式は、身分証明書（別記様式第四号の二）のとおりとする。

（勧告の方法）

第五条 条例第十九条に規定する勧告は、勧告書（別記様式第五号）により行うものとする。

（事実の公表の方法等）

第六条 条例第二十条第一項の規定による公表は、石川県公報への登載及びインターネットの利用により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、条例第二十条第一項の規定により公安委員会が公表をしようとする者（以下「当事者」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに公表の原因となる事実とする。

（意見を述べる機会の付与）

第七条 公安委員会は、条例第二十条第二項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当事者に対し、意見の聴取通知書（別記様式第六号）により通知するものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による意見の聴取を行う必要があると認めるときは、その旨を通知するものとする。

3 公安委員会は、前項に規定する場合を除き、当事者に対し、申述書（別記様式第七号）の提出を求めるものとする。

4 当事者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができる。

5 公安委員会は、第一項の規定による通知については、申述書の提出期限又は口頭による意見の聴取の日時までには相当な期間をおいて行うものとする。

6 公安委員会は、当事者が提出期限までに申述書の提出をせず、又は口頭による意見の聴取の日時に出席しない場合は、意見がなかったものとして取り扱う。

（口頭による意見の聴取）

第八条 公安委員会は、前条第二項に規定する口頭による意見の聴取を行うときは、警察本部長が別に指定する警察職員に当該意見を聴取させることができる。

2 当事者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、日時等変更申出書（別記様式第三号）により口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の日時又

は場所を変更することができる。

- 4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の聴取の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第二項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の聴取の日時若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を日時等決定通知書（別記様式第四号）により当事者に通知しなければならない。

（代理人の選任等）

第九条 条例第十八条第一項又は第二項の規定により説明又は資料の提出を求められた者及び条例第二十条第二項の規定により意見を述べる機会を与えられた者（以下「当事者等」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者等のために、説明若しくは資料の提出又は意見の申述に関する一切の行為をすることができる。
- 3 当事者等は、代理人の資格について、代理人選任届出書（別記様式第八号）を公安委員会に提出して証明しなければならない。
- 4 当事者等は、第一項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（別記様式第九号）によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

（中止命令の方法）

第十条 条例第二十一条の規定による命令は、中止命令書（別記様式第十号）により行うものとする。

（弁明の機会の付与）

第十一条 条例第二十一条の規定による命令を行おうとする場合における石川県行政手続条例（平成七年石川県条例第三十三号。以下「手続条例」という。）第二十八条の規定による通知は、弁明通知書（別記様式第十一号）により行うものとする。

- 2 手続条例第二十七条第一項の規定による弁明書には、提出をする者の氏名、住所、弁明の件名及び弁明に係る事案についての意見を記載しなければならない。
- 3 公安委員会は、手続条例第二十八条の提出期限までに手続条例第二十七条第一項の弁明書が提出されない場合又は手続条例第二十八条の日時に弁明者が出頭しない場合には、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

（口頭による弁明）

第十二条 公安委員会は、弁明を口頭であることを認めるときは、その指名する警察職員に弁明を録取させるものとする。

- 2 前項の規定により弁明を録取する者（以下「弁明録取者」という。）は、弁明の日時の冒頭において、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を弁明者（手続条例第二十八条の規定による通知を受けた者（同条例第二十九条において準用する同条例第十五条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）に対し説明しなければならない。
- 3 弁明録取者は、弁明者が口頭による弁明をしたときは、弁明調書（別記様式第十二号）を作成しなければならない。
- 4 弁明録取者は、口頭による弁明の終結後速やかに、前項の弁明調書を公安委員会に提出しなければならない。

（弁明に当たっての証拠書類等の提出等）

第十三条 公安委員会は、手続条例第二十七条第二項の規定による証拠書類等の提出を受けたときは、提出物目録（別記様式第十三号）を作成しなければならない。

2 前条第三項の弁明調書には、前項の提出物目録を添付しなければならない。

3 公安委員会は、第一項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等を提出した者に交付しなければならない。

4 公安委員会は、提出を受けた証拠書類等が必要なくなったときは、速やかにこれを提出した者に返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、還付證書（別記様式第十四号）と引換えに行わなければならない。

（弁明の日時等の変更）

第十四条 弁明者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、日時等変更申出書（別記様式第三号）により口頭による弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による弁明の日時又は場所を変更することができる。

3 公安委員会は、前項の規定により口頭による弁明の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第一項の規定による申出を受けた場合で口頭による弁明の日時若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を日時等決定通知書（別記様式第四号）により弁明者に通知しなければならない。

（弁明の機会の付与における代理人の選任等）

第十五条 手続条例第二十九条において準用する同条例第十六条第三項の規定による代理人の資格の証明は、代理人選任届出書（別記様式第八号）により行うものとする。

2 手続条例第二十九条において準用する同条例第十六条第四項の規定による届出は、代理人資格喪失届出書（別記様式第九号）により行うものとする。

（委任）

第十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十三年八月一日から施行する。

附 則（平成三十年十二月二十七日石川県公安委員会規則第八号）

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則（令和元年九月三日石川県公安委員会規則第二号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和三年三月三十一日石川県公安委員会規則第四号）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別記様式第1号（第3条関係）

（表）

説明・資料提出要求書	
第 年 月 日 号 日	
殿	
石川県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</span>	
石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号）第18条第1項又は第2項の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。	
説明又は資料の提出を 求める理由	
説明又は提出資料の内容	
<b>【説明又は資料の提出方法】</b> <input type="checkbox"/> 書面又は資料の提出	
書面又は資料の 提出期限	年 月 日
書面又は資料の 提出先	
<input type="checkbox"/> 口頭による説明	
説明の日時	年 月 日 午 時 分から
説明場所	
説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりで。	

- 備考 1 印のある欄については、該当の□内にレ点を付すこと。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 石川県暴力団排除条例第18条第1項の規定により説明又は資料の提出を求められた場合で、正当な理由がなくて説明又は資料の提出を拒んだときは、同条例第20条第1項の規定により、石川県公安委員会は、その旨を公表することがあります。  
また、石川県暴力団排除条例第18条第2項の規定により説明又は資料の提出を求められた場合で、あなたが説明をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出したときは、同条例第23条第2項の規定により、20万円以下の罰金に処せられることがあるほか、資料提出の要求等の目的を達することができないときは、立入検査を実施することがあります。
- 2 説明又は資料の提出方法について、「 書面又は資料の提出」欄にレ点が付してある場合は、説明・資料提出書を作成の上、期限までに提出してください。
- 3 「 口頭による説明」欄にレ点が付してある場合は、口頭による説明の聴取を行うものとし、この場合には、原則として説明・資料提出書の提出は必要ありません。ただし、口頭による説明の際に資料の提出を希望する場合は、説明・資料提出書に提出資料の内容を記載の上、説明の当日、資料とともに提出してください。
- 4 「 書面又は資料の提出」欄及び「 口頭による説明」欄の両方にレ点が付してある場合は、説明・資料提出書を作成の上、説明の当日、資料とともに提出してください。
- 5 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の場合は、出頭すべき日時に出頭しないとき）は、石川県公安委員会は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 6 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、石川県公安委員会に対し、日時等変更申出書により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 7 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、説明・資料提出要求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を石川県公安委員会に提出してください。
- 8 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明の日時に出頭する場合は、この説明・資料提出要求書を提出してください。

別記様式第2号（第3条関係）

説明・資料提出書

年 月 日

石川県公安委員会 殿

住 所

氏 名

石川県暴力団排除条例施行規則（平成23年石川県公安委員会規則第4号）  
第3条第3項の規定により、次のとおり提出します。

説明・資料提出要求書 の番号及び日付	第 号 年 月 日
説明又は資料提出の内容	
備 考	

備考1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第4条、第8条、第14条関係）

日時等変更申出書			
石川県公安委員会 殿			年 月 日
住 所			
氏 名			
石川県暴力団排除条例施行規則（平成23年石川県公安委員会規則第4号）に基づき、日時又は場所の変更について、次のとおり申し出ます。			
種	別	<input type="checkbox"/> 口頭による説明の聴取（第4条第2項） <input type="checkbox"/> 口頭による意見の聴取（第8条第2項） <input type="checkbox"/> 口頭による弁明（第14条第1項）	
要求書又は通知書の番号及び日付		第	号
		年	日
変更申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場 所	
	変更希望	日時	年 月 日 時 分
		場 所	
変更申出の理由			

- 備考1 印のある欄については、該当の□内にレ点を付すこと。
- 2 変更申出事項の欄は、変更を申し出る事項のみを記載する。
- 3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第4条、第8条、第14条関係）

日時等決定通知書		第 号 年 月 日	
殿		石川県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
<p>石川県暴力団排除条例施行規則（平成23年石川県公安委員会規則第4号）に基づき、日時又は場所の変更について、次のとおり決定したので通知します。</p>			
種 別	<input type="checkbox"/> 口頭による説明の聴取（第4条第4項） <input type="checkbox"/> 口頭による意見の聴取（第8条第4項） <input type="checkbox"/> 口頭による弁明（第14条第3項）		
要求書又は通知書の番号及び日付	第 号 年 月 日		
<input type="checkbox"/> 日時又は場所の変更決定			
変更事項	変更前	日 時	年 月 日 時 分
		場 所	
	変更後	日 時	年 月 日 時 分
		場 所	
<input type="checkbox"/> 日時又は場所の不変更決定			
日時又は場所を 変更しない理由			

- 備考1 印のある欄については、該当の内にレ点を付すこと。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号の2（第4条の2関係）

（表）

写 真	身 分 証 明 書	第 号
	官 職	
	氏 名	
上記の者は、石川県暴力団排除条例第18条第2項の規定による立入 検査に従事する警察職員であることを証明する。		
年 月 日	石川県公安委員会	印

85.6

54.0

（裏）

石川県暴力団排除条例（抜粋）

（資料提出の要求等）

第18条（略）

2 公安委員会は、第14条第2項の規定に違反する行為があった疑いがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、暴力団員その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に住居地域等内の建物に立ち入らせ、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（第10章 罰則）

第23条（略）

2 第18条第2項の規定に違反して説明をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の説明若しくは資料の提出について虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

3（略）

注 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第5号（第5条関係）

勸 告 書	
第 年 月 日 号	
殿	
石川県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号）第19条の規定により、次のとおり勸告します。	
勸告の原因となる事実	
勸 告 の 内 容	
この勸告を受けた者が正当な理由がなくて当該勸告に従わなかったときは、石川県暴力団排除条例第20条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。	

備考1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

意見の聴取通知書	
第 年 月 日 号	
殿	
石川県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</span>	
次のとおり意見の聴取を行いますので、石川県暴力団排除条例施行規則（平成23年石川県公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により通知します。	
予定される公表の原因となる事実	
公表の根拠となる条例の条項	
<b>【意見を述べる方法】</b>	
<input type="checkbox"/> 申述書の提出	
提出期限	年 月 日
提出先	
<input type="checkbox"/> 口頭による意見の聴取	
聴取の日時	年 月 日 午 時 分から
聴取場所	
意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	

- 備考1 印のある欄については、該当の□内にレ点を付すこと。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

意見の聴取に際しての注意事項

- 1 意見を述べる方法について、「 申述書の提出」欄にレ点が付している場合は、申述書を作成の上、期限までに提出してください。  
申述書には、意見の聴取通知書の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。
- 2 「 口頭による意見の聴取」欄にレ点が付している場合は、口頭による意見の聴取を行うものとし、この場合には、申述書の提出は必要ありません。
- 3 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 4 提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、出頭すべき日時に出頭しないとき）は、石川県公安委員会は、意見がなかったものとして取り扱います。
- 5 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、石川県公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 6 あなたが意見を述べない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見の聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を石川県公安委員会に提出してください。
- 7 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、この意見の聴取通知書を持参してください。

別記様式第7号（第7条関係）

申 述 書	
年 月 日	
石川県公安委員会 殿	
住 所	
氏 名	
石川県暴力団排除条例施行規則（平成23年石川県公安委員会規則第4号） 第7条第3項の規定により、次のとおり提出します。	
意見の聴取通知書 の番号及び日付	第 号 年 月 日
公表の原因となる事実 その他当該事案の内容 についての意見	
備 考	

備考1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号（第9条、第15条関係）

代理人選任届出書

年 月 日

石川県公安委員会 殿

住 所

氏 名

私は、石川県暴力団排除条例施行規則（平成23年石川県公安委員会規則第4号）に基づき、次の者を代理人として選任し、下記種別に関する一切の行為をすることを委任します。

種 別	<input type="checkbox"/> 説明又は資料の提出（第9条第3項） <input type="checkbox"/> 意見の申述（第9条第3項） <input type="checkbox"/> 弁明（第15条第1項）
要求書又は通知書の番号及び日付	第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	
届出人との関係	

備考1 印のある欄については、該当の内にレ点を付すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号（第9条、第15条関係）

代理人資格喪失届出書

年 月 日

石川県公安委員会 殿

住 所

氏 名

私の代理人は、下記種別に関する代理人の資格を失ったので石川県暴力団排除条例施行規則（平成23年石川県公安委員会規則第4号）に基づき届け出ます。

種 別	<input type="checkbox"/> 説明又は資料の提出（第9条第4項） <input type="checkbox"/> 意見の申述（第9条第4項） <input type="checkbox"/> 弁明（第15条第2項）
要求書又は通知書の番号及び日付	第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	

備考1 □印のある欄については、該当の□内にレ点を付すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第10号（第10条関係）

（表）

中 止 命 令 書		第 号 年 月 日
殿		石川県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
命 令 を 受 け る 者	本（国）籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	命令に係る暴力団 事務所の所在地	
上記の者に対し、石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号）第21条の規定により、下記のとおり命令します。		
記		
命 令 の 内 容		
命 令 を す る 理 由		
審査請求及び取消訴訟の教示は、裏面のとおりです。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

審査請求及び取消訴訟の教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として提起することができます。この場合において、石川県を代表する者は石川県公安委員会となります(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- 3 1の審査請求をした場合におけるこの処分の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第11号（第11条関係）

（表）

弁 明 通 知 書	第 号
殿	年 月 日
石川県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る石川県行政手続条例（平成7年石川県条例第33号）第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を、下記のとおり行いますので、同条例第28条の規定により通知します。	
記	
弁 明 の 件 名	
予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容	
不 利 益 処 分 の 根 拠 と な る 条 例 の 条 項	
不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実	
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日まで
摘 要	
弁明の機会の付与に際しての留意事項は、裏面のとおりです。	

- 備考1 口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、摘要欄にその旨並びに日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。  
なお、口頭による弁明の機会を付与されているときは、弁明書の提出は必要ありません。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 提出期限までに弁明書の提出がないとき（口頭による弁明の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、石川県公安委員会は、弁明がなかったものとして取り扱います。
- 4 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときは、石川県公安委員会に対し、日時等変更申出書により、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、代理人の氏名、住所及び当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手續をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を石川県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が口頭による弁明の期日に出頭する場合には、この弁明通知書を持参してください。

別記様式第12号（第12条関係）

弁 明 調 書	
年 月 日	
職 名	
氏 名	
(印)	
弁 明 の 件 名	
弁 明 の 日 時	
弁 明 の 場 所	
弁明者の住所及び氏名 (代理人の住所及び氏名)	
弁 明 の 要 旨	
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	

備考1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第13号（第13条関係）

提出物目録			
弁明の件名			
提出者	住所		
	氏名		
提出を受けた 年 月 日			
目 録			
番 号	標 目	数 量	摘 要
取扱者	職 名	氏 名	(印)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第14号（第13条関係）

還 付 請 書

年 月 日

石川県公安委員会 殿

住 所  
氏 名

下記目録の証拠書類等の還付を受け、領収しました。

記

目 録			
番 号	標 目	数 量	摘 要
取 扱 者	職 名	氏 名	印

備考1 目録欄は、取扱者が記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。